平成２１年（フ）第２８５号
神戸市西区伊川谷町有瀬1281―６―１―804
債務者　佐藤　　孝
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２８６号
神戸市西区伊川谷町有瀬1281―６―１―804
債務者　佐藤　仁美
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２８７号
神戸市西区竜が岡４丁目５―６―102、旧住所兵庫県明石市大久保町高丘７丁目８
債務者　高見　ユミ（旧姓鵜峠）
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２９０号
神戸市西区南別府３丁目５―３―107
債務者　春名　裕貴
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２９１号
兵庫県明石市大蔵谷字奥845―３　884ハイツ103
債務者　林　　裕子（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２９５号
神戸市西区岩岡町野中472―４、住民票上の住所神戸市西区上新地２丁目２―13―502
債務者　浅田　昌彦
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２９６号
兵庫県明石市小久保４丁目６―17―206
債務者　藤田　和美（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第６３号
兵庫県南あわじ市沼島2575番地２
債務者　藤田　竹代
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第２５５号
山口県下関市南大坪町３番２号
債務者　ギフト若松こと　秋山　昱雄
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２５６号
山口県下関市南大坪町３番２号
債務者　秋山　道子
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２７４号
山口県下関市赤間町４番３号　アーバン26―601号室野澤方、住民票上の住所北九州市門司区光町１丁目１番６―401号
債務者　廣井　恵子
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２７６号
山口県下関市安岡町５丁目１番５号
債務者　山下　修功
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２７７号
山口県下関市小月市原町９番13号
債務者　山本　憲泰
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２７８号
山口県下関市一の宮町２丁目15番５―307号藤ハイツ２棟
債務者　鈴木　信孝
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２７９号
山口県下関市一の宮町２丁目15番５―307号藤ハイツ２棟
債務者　鈴木　孝子
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２８４号
山口県下関市豊田町大字中村31番地３　グランディール豊田105号、前住所山口県下関市小月市原町９番13号
債務者　山本ゆかり
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第１０５号
岐阜県美濃加茂市加茂野町今泉1053番地１マンションエルガーデン501
債務者　小林　愛子
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部